

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成21年7月14日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について
(財政運営についての弾力化措置関係) ◆

平成21年5月29日付でパブリックコメントの募集手続きがとられていた「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置(案)」のうち、厚生年金基金に関する基準改正等が平成21年7月10日付で以下のとおり発出されました。(パブリックコメント募集手続きがとられた原案(※)に概ね沿った内容となっております)

(※)平成21年5月29日付「中央三井アセットの年金情報」をご参照ください。

【改正された通知】

- 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正等について
(平成21年7月10日 年発0710第5号)
- 「厚生年金基金の長期運営計画の策定について」
(平成21年7月10日 年総発0710第3号、年企発0710第6号)

別紙のとおりポイントをまとめましたのでご参照ください。



【改正の概要】

1. 「厚生年金基金の財政運営について」の一部改正（期ズシの調整関係）

「最低責任準備金調整加算（控除）額」の追加と、これに伴う以下の変更いずれも、最低責任準備金調整加算（控除）額を考慮するよう変更されました。なお、最低責任準備金調整加算（控除）額の計算方法は別に定めるとされています。

- ・ 財政検証に使用する責任準備金の定義
- ・ 財政計算時の未償却過去勤務債務残高の計算方法
- ・ 財政計算時の資産の基本部分と加算部分等への按分方法
- ・ 給付区分別に資産を区分管理する場合の取扱い
- ・ 承継事業所償却積立金の取扱い

[適用時期]

平成22年4月1日以降に適用される掛金の計算から。

財政検証については、平成22年3月31日を基準日とするものから。

2. 「厚生年金基金の財政運営について」の特例的扱いについて

(1) 掛金対応の猶予

次に該当する厚生年金基金（以下、「厚年基金」という。）は、所定の手続きをとることにより、掛金引上げの全部または一部を実施しないことができる。

ただし、免除保険料率変更に伴い掛金の対応が必要となる場合は、その対応についてはこの限りではない。

[対象] 財政再計算または変更計算を実施した結果、掛金の引上げ*が必要となる基金。

*平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に適用するもの。

[掛金引き上げ猶予に必要な手続き]

長期運営計画を、規約の変更を行う期限（規約変更の認可申請を行う期限）までに地方厚生（支）局長宛に提出すること。

*当該掛金引上げの根拠となった財政再計算報告書または変更計算基礎書類、及び長期運営計画の策定を議決した代議員会の議事録を添付する。

(2) 下方回廊方式

平成21年3月31日から平成24年3月31日までの間の事業年度末を基準として財政検証を実施した結果、継続基準に抵触し変更計算を実施する基金は、未償却過去勤務債務残高から許容繰越不足金の全部または一部を控除して掛金を算定することができる。

ただし、控除後の未償却過去勤務債務残高は控除前の未償却過去勤務債務残高を下回らないこと。



2. 厚生年金基金の長期運営計画について

長期運営計画を策定する際の標準的なガイドライン、および以下の様式が示されました。

- ・ 長期運営計画の標準様式
- ・ 現状に基づく将来見通し、過去の差損益の状況分析および過去の制度変更等による財政状況の変化を記載する参考様式

(1) 長期運営計画の目的

- ・ 長期的に持続可能な事業運営を図ること
- ・ 制度設計、運用方針、加入員数等の基礎構造など、基金の内的要因による問題点を解消すること
- ・ 運用環境の悪化など日本経済全体が等しく被った外的要因による財政赤字や積立不足までを含めた解消は必ずしも目的としない

(2) 策定手続き

現状分析と実施計画をガイドラインを参考とし、以下の手続きを経て、代議員会にて議決する。

- ・ 母体企業や関係団体との十分な協議
- ・ 検討委員会等を立ち上げての検討や理事会及び代議員会などでの十分な議論
- ・ 指定年金数理人の意見を適宜参考とする

また、策定後は、その概要について、加入員や受給者等に周知するよう努める。

(3) 現状分析と実施計画

分析と計画のいずれも、基金の制度設計、運用の方針、基礎構造のそれぞれについて策定することとされており、今後の大きな方向性を示す計画（検討の方向性を含むものでも可）とする必要があります。

(4) 長期運営計画の実施

長期運営計画の策定後は、実施に向けたフォローアップを行うとともに、必要に応じて適宜計画の変更を行うこととされています。

以上

